

# 水俣病への法的対応六〇年

藤 倉 皓 一 郎

はじめに

水俣病は企業により大量に海中へ放出された水銀が食物連鎖を通じて、人間の健康に重大な影響をもたらした最初の事例である。その影響は多人数、広範囲に及び、その法的対応、被害者の救済は六〇年後も完結していない。

水俣病の発生

経済成長のさなか、一九五四年、最初の水銀中毒患者が発症した。同じような症状を示す患者が続きつぎと病院に運ばれてきた。どの患者にも四肢の振動、視野狭窄があり、身体動作の制御ができない状態であった。患者の数は日ごと

に増加した。患者は水俣湾周辺の漁村に住む人たちであった。患者発生の当初は原因がわからないまま、奇病と呼ばれ、その伝染性が恐れられて、患者は隔離され、その家族は村の中で差別された。

水俣病の原因究明には一〇年を要した。厚生省の研究班は一九六八年に原因物質がメチル水銀であることを公式に決定し、公表した。メチル水銀はチッソ水俣工場の製造過程で発生するもので、チッソは長年にわたり有機水銀を含む排水を水俣湾へ放出していた。有機水銀は湾内の魚介類に蓄積、濃縮されて、食物連鎖によって人の体内に摂取された。水銀は人の中枢神経を侵して、水俣病を発症させた。

一九六五年、新潟市にも患者がでた。阿賀野川の流域にある昭和電工がチッソと同じ製法によって操業していた。

水俣病の科学的な原因究明には時間が掛ったが、地元漁師や住民は、チッソ工場から放出される毒々しい色の排水が魚を殺し、魚を食べる鳥や猫を殺していることを本能的に知っていた。住民はくりかえしチッソに話し合いを求め、排水を止めるよう要請したが、チッソは応じなかった。住民は伝統的な紛争処理の方策に従って、仲裁、調停、和解などを求めた。住民は県知事に仲介を依頼し、また政府にも助力を求めた。住民は抗議デモをし、工場入口にピケを張り、座り込み、ときに工場内へ乱入した。しかし、チッソは操業に違法はないと主張して譲らず、事態は進展しなかった。

## I 裁判所への提訴

一九六九年、住民はチッソに損害賠償を求める民事訴訟を提起した。訴訟の根拠は民法七〇九条である。「故意または過失に因りて他人の権利を侵害したるものは、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず」。

過失責任を追求する訴訟においては、原告が被告の注意義務違反、被害の予測可能性、因果関係を立証しなければならぬ。裁判所は被告チッソの過失責任を認め、相当額の損害賠償を命じた。

裁判所は被告の賠償責任を認めるに当たって、柔軟な解釈を示した。第一、裁判所は被告化学工場に広範で高度の注意義務を負わせた。第二、被告は工場排水が周辺の住民や環境を害することを予見すべきであった。第三、因果関係について原告に有利な推定を置いた。これらの点について裁判所は次のような理由を述べている。

#### (1) 注意義務の程度

被告は操業に当たって高度の注意義務を負う。化学工場は大量の危険物質を原材料、触媒として使用する。工場排水に危険な有害物質が含まれている可能性はきわめて大きい。有害物質を川や海に放出すれば動植物、人間を害することは容易に予期できる。従って、化学工場は廃水の放出に当たっては、「最良の知識と技術」を用いて、有害物資の有無と環境への影響について注意を払わなければならない。排水の安全性に疑いが生じたときには、工場はただちに操業を中止し、必要な防止策を採らなければならない。ことに地域住民の生命、健康への影響については、工場は被害発生を未然に防ぐ高度の注意義務を負っている。

#### (2) 予見可能性

被告は、予見可能性は特定の触媒の生成の可能性に限定されると主張した。工場は廃水放出から生じた特定の結果について、その発生を予見できるはずがなかったので責任を問われたいのである。裁判所は次のような理由を示して被告の主張を否定した。被告の主張を認めれば、環境が汚染され破壊され、人の生命と健康とが害されて、始めて証明されることになる。その時点までは危険な排水の放出が許容されることになる。住民は犠牲を強いられたまま一方的に損害を甘受しなければならない。これは明らかに正義に反する。

### (3) 因果関係

裁判所は因果関係を三つの部分に分けて検討した。(a) 水俣病の典型的な症状と原因因子、(b) 汚染物質の経路、さらに(c) 被告に因る原因物質の排出である。

裁判所は(a)と(b)については、状況証拠の積み重ねに基づいて因果関係を認定できるとした。原告の主張が科学者(臨床医、病理学者、疫学者、他の医学専門家)の知見と矛盾していない場合である。この水準の証拠が得られた場合には、そして有害物質の排出源が工場の排水口であれば、工場が原因であると推認され、法的因果関係があると思われる。

裁判所は七〇九条の過失責任の用語を用いながら、実質は水銀汚染についてチソンに無過失責任を課したといえる。また原告に有利な因果関係の推定を置いた。原告が汚染物質は被告の工場から排出されたことを証明すれば、立証責任は被告に転換される。被告は原因物質が工場から排出されていないことを証明しなければ、賠償責任を負わされる。

法廷は被害者が汚染企業の責任者と対決し、その法的、社会的責任を問う「場」としても注目を集めた。一九六〇年代、日本の各地で、水質や大気汚染の被害者が訴訟を起こし、勝訴した。裁判所の公害訴訟における判決は、公害被害者の法的救済を制度化するうえで、大きな役割を果たした。一九七三年には公害健康被害補償法が制定された。

### II 公害健康被害補償法の制定

一九七〇年の国会では環境保全のために、いくつもの法律が制定された。公害健康被害補償法はその流れをくむもので、行政的な補償制度を定めた。この法律は公害被害者、産業界、政治家、官僚など関係者すべての支持を得た。被害者団体は必要とする金銭補償が衡平かつ早期に得られると考えた。産業界はこの制度により補償負担についてある程度

の予測が可能になると考えた。訴訟の勝敗と裁判所による賠償認定は、企業にとってコントロールも予測もできない。政治家と官僚は、被害者救済と産業振興の政策を調整しつつ事態を收拾できると考えた。

補償制度は大気と水質汚染による認定患者の症状に応じて定額の補償金を支給するものであった。そのために主要な産業都市に汚染地域が指定された。大気汚染については、硫酸酸化物の濃度を指標として四一地域が指定され、土壌、水質汚染について水銀、カドミウム、ヒ素の濃度によって七地域が指定された。これらの地域においては汚染源が特定されていた。定められた症状を示す汚染地域の住民は医師によって公害病患者と認定された。地域ごとに認定審査会が設置され、医療、法律の専門家委員が患者の申請を審査した。認定されると患者は医療費、失われた収入、その他の経費について補償を受けた。

補償の経費は汚染者が負担する。大気汚染については排出量に応じて賦課金が課され、工場などの固定発生源八〇%と自動車など移動発生源二〇%に按分された。賦課金の払い込み先として基金が設定され、毎年、基金が認定患者の数に応じて地方自治体に配分された。水俣病のように特定の汚染者による水質汚染については汚染者が患者に直接支払う方式になった。

補償制度は多数の認定患者に救済をもたらした。例えば、制度発足一五年後の一九八八年には、大気汚染による認定患者一〇万八四八九人、特定物質による公害認定患者一八九八人に補償が支払われた。

補償制度は二つの目的をもって制定された。(一) 公害による健康被害者に補償を支払う。(二) 汚染者にその費用を負担させる。しかし、制度は他にも次のような役割を担うことになった。

### (三) 公害の被害を特定する

補償制度は公害被害の性質と範囲を特定する。公害病の症状を規定することで、汚染地域に住む人は公害と個別の症状との間に関連性があることに気がつく。また被害者が認定をうけるために申し出るインセンティブを与える。

### (四) 被害者への補償を公認する

補償制度は被害者への補償支払いを正当化する。公害が存在することを認め、被害者が正当な補償をうけるのを当然であると認める。過去に、被害者は差別され、公害病を補償を受ける口実にしていると非難された。制度は公害被害が各地に存在すること、被害者は補償を受ける権利を有することを認める。認定された患者集団は公害被害の象徴的な存在となり、環境政策の順守を監視する政治勢力としての役割をになうことになった。

### (五) 公害活動を縮減する誘因を作る

補償制度は汚染者が汚染活動を停止するか、減らす誘因となる。大気汚染の場合、汚染者には汚染物質の排出量に応じて賦課金が課される。汚染者には排出を減らして、賦課金の負担を小さくする誘因が働く。勿論、汚染量を一定の枠内にとどめるために直接の排出規制が別に定められている。しかし、汚染者負担の制度は汚染者みずからが費用・便益計算をして行動するように促すのである。すなわち、公害防除装置を採用して汚染排出量を減らし、賦課金の負担を減らす選択を当事者に促すのである。

補償制度の実施後、汚染指定地域の大气汚染は大きく改善した。一九八七年には汚染地域の指定が外され、汚染者は賦課金ではなく、任意の協力を金を出さなくなった。しかし、大気汚染がなくなったわけではない。大気中の硫黄

酸化物が減少したのは、経済的誘因のためではなく、産業政策の転換によって低硫黄原油への切り替えがすんだからである。硫黄酸化物以外の汚染物質（浮遊粉塵、二酸化窒素など）は改善されていない。

#### (六) 公害の社会費用を記録する

補償制度は公害活動による健康被害の費用を明示する。制度は年度ごとに認定申請の件数、地域別の認定患者の数、支払われた補償額、汚染者が負担した賦課金額を特定し公表（環境白書）する。制度がなければこうした情報はそもそも出てこない。

#### (七) 環境政策に必要な情報を提供する

補償制度は公害と人の健康についての基本的な情報を提供する。これらの情報は、健康被害への意識を高めるために不可欠である。また、中、長期の環境政策の策定に不可欠な情報である。制度がなければこれらの情報は集められず、公開されることもない。健康被害についての大がかりな公衆衛生調査は政治的にも費用の点からも実施が困難である。水俣病についても六〇年間、政府による総合的な被害調査は行われていない。

健康被害補償制度は水俣病の被害者に補償を支払うという主目的を果たしたとはいえない。第一に、裁判所の判決が下されると認定申請の件数が激増した。一九七〇年代の終わりには、処理されない申請数は数千件に達した。第二に、認定のための医学的基準が年と共にあいまいになった。多くの申請は初期の劇症型から、長期の蓄積性の水銀中毒の患者によって占められるようになった。認定委員会の専門家はこうした水俣病の典型的な病像について意見の一致を見なかった。認定を拒否された患者の訴訟において、裁判所は認定委員会の基準が厳格すぎると判決した。環境省もより柔

軟な基準を提唱したが、認定委員会の決定は変らなかつた。

第三に、認定患者への補償金支払いの義務を負うチツソは何度となく経済的破綻の危機に立つた。その度に熊本県は県債を発行し、その大きな部分を国が保証して、チツソへの融資を行った。チツソの経済的破綻は即ち患者への補償支払の不能を意味した。患者は救済を受けられないままに放置されることになる。

#### 認定患者への補償金額

一九九五年の時点で、水銀中毒の認定患者（うち、二二六〇人がチツソ関係、六九〇人が昭和電工関係）がいた。認定された患者への補償内容は一時金、年金、医療費などで、チツソは認定患者一人当たり二七五万円、年間総額三二億円であつた〔小島敏郎「水俣病問題の政治的解決」ジュリストNo. 一〇八八〕。当時の補償の金額と規模を知ることができる。

チツソに対する訴訟は損害賠償を求めただけではない。チツソの工場長に対しては汚水を垂れ流した行為についての刑事責任が問われ、有罪の判決が下された。被害者は認定審査委員会の決定を争う訴訟を起し、裁判所は委員会の基準が厳格すぎるとして、原告を認定患者と認めることを命じた。また認定審査の大幅な遅延について延滞金の支払を命じている。

被害者は県と国に対して、汚染行為につき必要かつ適切な規制を怠つたとする訴訟を起した。この訴訟における主要な争点は、(a) 政府は食品安全法に基づいて水俣湾における漁業と獲れた魚介類の販売を禁止すべきであつたか。(b) 政府はチツソが水質保全法に違反して操業しているとして、操業を禁止すべきであつたか。政府の主張は、チツソは水



質保全法に違反していないというもので、その理由は水俣湾周辺の海域が水質保全法の適用対象になっていないというのであった。各地の地方裁判所の判決は政府の主張を認めたもの三、認めなかったもの三に分かれた。一九八〇年代の終わりには、二三〇〇人の原告が提訴し、合計一一の地方裁判所と高等裁判所で審理がおこなわれていた。

一九九二年、国は県と共同して、認定を受けていない患者への総合対策医療事業を実施した。この制度のもとで、四肢末梢部位の感覚障害があるなど一定の要件を満たす者に対しては、医療費と医療手当を支給した。一九九五年末には約四六〇〇〇人が年額二九万円の支払を受けていた「小島敏郎、前出ジュリスト六頁」。

一九九〇年代の終わりには、水俣病の認定制度は破綻しており、またチツソも経済的に破綻に瀕していることが明白になった。チツソの責任を争う訴訟も出口のない状況であった。残された選択肢は政治的決着であった。

### Ⅲ 政治的決着

一九九四年、政権は自由民主党と社会党、他の派閥を加えた連立内閣の手にあった。長年の政治的課題であった水俣病の補償問題に決着をつけるための政治解決が図られた。主要な争点は、水俣病の影響を受けたと主張している被害者の処遇である。健康被害を受けたが認定を受けられず、医療の対象になつていない被害者である。

政府の提案は次のような施策を骨子としていた。(1) チツソは一定の条件を満たす患者に一時金を支給する。(2) 国と県はこれまでの水俣病問題への対応について謝罪の意を表明する。(3) 被害者は示談書に署名して、提起している全ての訴訟を取り下げる。(4) 国と県は総合的な診療制度を継続し、チツソへの経済援助を継続するとともに地域の再生努力を支援する。健康診療のための支払を再開し、そのための申請手続を継続する。

同年五月、国の提案を受け入れて、水俣被害者・原告と原告の弁護士団が合意書に署名した。チツソも「最終の総合

的解決を得るために」文書に署名した。

文書の前文には、合意に至るまでの経緯が次のように記されている。

(1) 一九七三年三月二〇日、熊本地裁は原告勝訴の判決を下し、チツソの損害賠償責任を認めた。判決に引き続いて、原告患者は補償文書に署名した。この補償文書が交わされてから、認定を求める申請数が激増し、また申請却下の決定数も増えた。却下された未認定患者は認定委員会の決定基準と手続が不当であると争っている。

(2) 福岡高裁は一九八五年八月一六日に四人の原告のうち二人が認定されるべきであると判決した。判決によれば、皮膚の感覚喪失、手足の麻痺は、頸椎の損傷によっても起こりうるが、水俣病特有のものであると推認するのが合理的である。反証によって水俣病との推認が覆されないかぎり、これらの症状をもって水俣病と判断してよい。ことに疫学上の知見、同居の家族にも見られる症状にてらして、高い蓋然性をもって水俣病の集積的症狀であると判断できる。

(3) 一九八〇年以降、国家賠償法の下で、国と県を相手とする複数の訴訟が起こされている。原告は被告が水俣病の発生と拡大を防ぎえなかった点について、賠償責任を負うと主張している。一九九〇年九月から六月にかけていくつかの裁判所が当事者に和解を勧告した。

原告と被告(国・県とチツソ)は和解協議の場だったが、国は協議に応じることを拒否した。一九九三年一月七日、福岡高裁は作成した和解案を当事者に提示した。チツソが和解案の受け入れを拒否したので、和解は成立しなかった。この間、いくつかの地方裁判所が認定されていない患者の認定と補償金の支払を命じる判決を下した。

(4) 国は総合的医療実施案を策定し、和解の条件を提示した。この和解案によって四六〇〇人の未認定患者に医療が提供されることになる。一九九四年六月、村山総理のもとで水俣病問題の解決が政府の政策の最優先課題として取上げられた。政府は水俣病患者の救済施策を策定した。政府案の骨子は次のとおりである。

(1) チツソはメチル水銀を排出し水俣病を招来したことを深刻に受けとめ、この問題の早期、総合的解決のための法的責任を負う。チツソの責任は高等裁判所が認定した未認定患者にも及ぶ。水俣病の認定は有機水銀への暴露と水銀中毒の症状の組み合わせによって決定される。合意書は認定を拒否された患者に一定の救済を与えることを意図している。しかし、水俣病の医学的認定は蓋然性の度合に基づいているので、認定拒否は患者がメチル水銀の影響を受けていないことを意味するものではない。従って、合意書は四肢の感覚障害をもつ者への救済を提供する。

(2) 被害者全国連絡会議とチツソは地域の住民と協働して、コミュニティの再生と発展を図る。そして共同体の紐帯をつよめ「もやい直す」ことに努める。

この合意の下に、チツソは一時金の提供を約束する。支給の対象は(1)総合的療養プランの下で、現在登録されており支給を受けている者、(2)再開された総合医療プランに再応募する資格ありと認定委員会によって判定された者である。一時金の支給額は一人二六〇万円、プラス医療ケアのための年額三万円が県から支給される。受給資格は資格認定委員会の認定で決まる。

再開された資格認定の申請者は九三〇〇人を超え、うち約六〇%が資格ありと認定された。一九九七年三月、再審査が終わったところで、五三〇〇人が資格ありと判定された。一時金と継続的に医療費支給を受ける人の数は一万三五〇人を超える。

資格を認められた患者は平均一〇年から一四年の期間、医療費を支給されるので、一人当たりの累計は二〇〇万円から四〇〇万円になるとされる。一時金の支給額と合わせると一人が受け取る金額は裁判所が損害賠償判決で認めた額(五八〇万円)にほぼ見合うものになると思われる。支給額の一部はチツソが支払う。医療費は国と県が健康保険から支出する。

公害被害者全国連絡会議は一時金の支払を受けた時に全ての紛争を解決するために訴訟を取り下げ、将来においても損害賠償請求、交渉、行政的補償制度の下での被害者認定交渉をしないことに合意した。

#### IV 関西訴訟

約一万人の人が一九九五年の示談合意に加わった。すべての訴訟と認定申請は取り下げられた。しかし、水俣病被害者の一つのグループだけは政治的決着を拒否し、訴訟を続けた。このグループは水俣湾周辺の漁村の住民で、一九五〇年代から一九六〇年代に仕事を求めて関西へ移住した人たちである。かれらは組織をつくり、一九八二年にチッソ、国、県を相手に訴訟を起した。原告（五八人）の主張は次の三点である。（１）政府は適切な対策を怠り、水俣病の発生と拡大を防止しなかった。（２）原告が水俣病患者であることを認めよ。（３）原告に正当な補償を与えよ。

一九九四年、大阪地方裁判所はチッソの賠償責任を認めたが、政府の責任を否定する判決を下した。原告は控訴。二〇〇一年、大阪高裁はチッソ、国、県の賠償責任を認める判決を下した。高裁での争点は次の三点であった。

- (1) 水俣病患者を認定する基準は正当なものか。
- (2) 国、県は国家賠償法の下で賠償責任を負うか。
- (3) 本件における時効（二〇年）の起算点はいつか。

大阪高裁は（１）について、水俣病は有機水銀の摂取によって脳皮質が侵され、四肢の皮膚に感覚障害を生ずる。医師は診察によって感覚障害の存否を客観的に判定できる。複合的な皮膚感覚障害を示す患者は、その症状のみで有機水銀中毒であると判定できる。

高裁は（２）について、国、県の賠償責任を認めた。一九五九年末の時点で被告は水質保全法を適用し、チッソ工場

からの廃液放出を規制、停止させることができた。その措置を取らなかった不作為（放置、怠慢）は違法である。

高裁は（3）について、原告の請求権は存続しているとした。原告は公害病の認定申請をしていたからである。そして、一般に時効の起算点は原告が水俣を離れてから四年後との基準を示した。

大阪高裁は原告の請求を大きく下廻る慰謝料額を認定した。裁判所は患者の障害の程度に応じて八〇〇万円、六〇〇万円、三〇〇万円のランクを設けた。

チッソは賠償責任を認め、控訴しなかった。判決によりチッソは賠償額の七五％を負担するものとされた。しかし、国と県とは最高裁に上告した。二〇〇四年一月一五日、最高裁は大阪高裁の判断をほぼ全面的に支持する判決を下した。

## V いくつかの教訓

水俣の悲劇は終わらない。政治決着があり、最高裁判決があり、水俣病問題は一応の解決を見たとの印象が一般に拡がっているが、それは誤りである。

魚の出入りを妨げるために水俣湾の口を塞いでいたスチールネットは一九九七年に撤去された。湾内で獲れた魚は水銀量を検査され、安全であると宣言された。湾周辺での漁業は可能であるが、漁師がいない。湾の大きな部分（約一三八エーカー）は埋め立てられ、高い濃度に汚染されたヘドロは厚いコンクリートに覆われている。埋立地には記念館が建てられたが、他の利用法については決まっていない。チッソ工場はいぜん操業している。

水俣の平穏な外観にも関わらず、水俣の悲劇は終わっていない。水銀汚染の規模と範囲がどれほどのものかは、いまだに確定されていない。水俣湾周辺の二万人が影響を受けたといわれ、約一万七〇〇〇人が認定申請をし、四〇〇〇人が

認定された。訴訟と行政補償と政治的決着のもたらしたものは、共同体の分裂である。人びとは訴訟派と非訴訟派、申請派と非申請派、認定された者とされなかった者に分かれた。ある時期、被害者団体は二〇を越える派閥に分かれていた。

悲劇はチツソの利潤追求と大量生産によって引き起こされた。国の産業政策を担う政府機関がこの生産活動を支援した。決定的な時点で、環境保全と住民の健康を守るといふ姿勢がなかった。水俣病の発生から一〇年間は病因の究明に費やされた。その間、チツソ工場からの有害物質の排出は放置された。チツソは原因究明に協力的でなかった。情報を隠蔽し、調査の方向を逸らせた。科学的不確定性が繰り返し援用され、真相の究明を妨げた。のちに工場長に対する刑事裁判で、こうしたチツソの違法行為が明らかになった。

水俣問題に対処するために訴訟、行政的補償制度、政治的解決という三つの方式が採られた。第一段階では訴訟が用いられた。被害者はあらゆる伝統的な紛争解決手段を尽くしたが、求める結果を生まなかった。そこで、裁判に訴えて侵害された権利の確認と回復を求めた。裁判所は被害者が汚染企業と対決し、自分たちの権利を主張する「場」となった。メディアの報道によって被害者の状況が全国に知られるようになった。中央から遠くはなれた地の水銀中毒が政治家や官僚の注意を惹いた。被害者が中心となった訴訟活動は、水俣の状況について必要とされた焦点を提示し、世論喚起のためのフォーラムを作ることになった。

裁判所は被害者の置かれた社会的状況を理解し、審理を尽くして原告勝訴の判決を下した。被害者の正当な主張が認められたのである。裁判所は被害者に有利な因果関係の推定則を採用し、被告企業に高度の注意義務を負わせた。裁判所は一九七〇年代のすべての主要な環境訴訟において原告勝訴の判決を下し、相当額の損害賠償を被告に命じた。これらの訴訟判決が行政的補償制度の基礎を置いたのである。

大気汚染の分野では、補償制度が認定患者に補償をもたらす役割を果たした。大気汚染による呼吸器疾患の症状、原因物質は医学的に確定していた。したがって公害病認定のための診断について問題はなく、また硫黄酸化物を指標とする汚染地域の指定も行われた。さらに全国の排出源に賦課金を課すので、基金からの補償金の支払いにも問題はなかった。毎年、認定患者に支払う補償金額に見合う額を排出量に応じて各排出源に割り当て徴収する。徴収は産業組織が行する。基金の財源が枯渇することはなかった。

それに比べて、水銀中毒の補償制度はうまく働かなかった。制度の最初から申請が殺到した。認定基準は劇症の患者の症状を対象としており、さまざまな水銀中毒の程度を捉えるものではなかった。さらに認定の背後にはチツソの支払能力があった。認定患者の数を厳しく制限する状況があった。チツソは補償支払のために何度も経済的破綻に瀕し、その度に県から低利の融資を受けた。チツソが破産すれば、二〇〇〇人の認定患者への支払ができない。医学的基準がゆるるなかで、多くの申請が却下された。同じような症状の患者家族の中でも認定と却下が分かれ、被害者の間で不公平感と制度への不信が広がった。

政治的決着は水俣病発生から四〇年後に、水俣病補償問題の最終解決として政府によって提案された。それは確かに補償の対象を広げるものであった。水銀汚染にさらされ、健康被害を受けたという被害者（認定されていない）に一時金の支払を行う。医学的認定基準が正しいのであれば、これらの被害者は救済されない。政治的決着は医学的基準の外側にグレイゾーンを設けて、対象者に一時金を支払うことにした。また、地域の医療を整備して、鍼灸や入浴治療などをも補助の対象とした。

殆どの被害者とその団体が政府の提案を受け入れ、すべての訴訟、請求を取り下げた。しかし、合意書の基本的な欠陥は、政府の水俣病に対する責任をあいまいにしたまま決着を図ったことにある。

首相は合意書の締結時に遺憾の意を表明したが、長年にわたる政府機関の怠慢と不作為の責任はそのまま葬られた。関西訴訟の原告は政府の責任を追及して最高裁まで争った。そして最高裁は、国と県は水俣病に対して適切な対策を行う義務を負いながら、それを果たさなかった責任があると、判決した。

裁判の審理を通して多くの事実が明らかにされた。しかし、振り返って見ると、次のような疑問と課題が残る。なぜ、チツソは廃水のなかに水銀が確認された時点で、排出停止を命じられなかったのか。なぜ水俣湾での漁業は禁止されなかったのか。チツソはなぜ社内の実験で排水が猫に水俣病を発症させたことを知りながら、操業を続けたのか。訴訟において、なぜ損害賠償のみで、差止請求ができなかったのか。なぜ行政機関は事態を放置し、適切な対処を怠ったのか。訴訟、行政補償、政治的救済はどのような組み合わせと順序で行われるのが効果的な問題解決をもたらすのか。

水俣病の悲劇は終ってはいない。

〔附記〕

本稿は次の論文を要約したものである。

Koichiro Fujikura, *Litigation, Administrative Relief, and Political Settlement for Pollution Victim Compensation: Minamata Mercury Poisoning after Fifty Years* (pp. 384-403). Daniel H. Foote, ed. *LAW IN JAPAN: A TURNING POINT*. University of Washington Press, 2007

なお、藤倉皓一郎「アメリカにおける裁判所の現代型訴訟への対応——法のなかのエクイティなるもの」石井紫郎・樋口範雄編『外から見た日本法』東京大学出版会 一九九五をも参照して頂けると幸いである。

私は、二〇一〇年九月から約二カ月、ノースカロライナ州にある Duke Law School で教える機会を与えられた。その折、上記の資料をセミナーの教材にした。外国からの学生（アメリカ、ドイツ、スペイン、タイ）に日本の公害体験をどう伝えるかが課題であった。セミナーはそれぞれの国の公害事例との比較検討が中心となり、活発な議論が交わされた。セミナーを選択してくれた八名の諸君に感謝したい。